

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2019年2月28日
- 【発行者の名称】 株式会社タカネットサービス
(TAKA NET SERVICE Co., Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西口 高生
- 【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目4番2号
- 【電話番号】 (045)222-4488 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 片岡 裕子
- 【担当 J-Adviser の名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社タカネットサービス
<https://takanet-s.com/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関

する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期中	第8期	第9期
会計期間		自 2018年6月1日 至 2018年11月30日	自 2016年6月1日 至 2017年5月31日	自 2017年6月1日 至 2018年5月31日
売上高	(千円)	4,720,238	7,804,786	13,689,110
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△198,156	58,859	325,918
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	(千円)	△249,865	113,164	194,562
中間包括利益又は包括利益	(千円)	△250,588	113,164	194,054
純資産額	(千円)	15,577	49,891	266,165
総資産額	(千円)	6,458,693	6,537,240	6,918,912
1株当たり純資産額	(円)	141.48	498.91	2,417.49
1株当たり当期純利益又は1株当たり中間純損失(△)	(円)	△2,269.45	1,131.65	1,944.55
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	0.2	0.8	3.8
自己資本利益率	(%)	—	—	123.1
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	209,447	390,765	349,946
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△498,666	△392,123	△561,707
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	19,139	179,309	303,670
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	219,061	397,231	489,141
従業員数	(人)	183	116	170
(外、平均臨時雇用者数)		(23)	(24)	(17)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益について、第10期中は1株当たり中間純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注3) 自己資本利益率について、第8期は(期首自己資本+期末自己資本)金額がマイナスであるため、第10期中は親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため、記載しておりません。

(注4) 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

(注5) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

(注6) 2018年8月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり中間純損失(△)を算定しております。

2【事業の内容】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年1月18日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年1月18日以降、当発行者情報提出日までにおいて、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
車両販売・賃貸事業	28 (9)
車両整備・陸送事業	14 (5)
運輸事業	141 (9)
合計	183 (23)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2018年11月30日現在

従業員数(人)	28 (9)
---------	--------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(注2) 当社は車両販売・賃貸事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2018年6月1日から2018年11月30日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善、個人消費の持ち直しなどを背景に緩やかな回復基調にあるものの、不安定な国際情勢や金融資本市場等による国内景気への影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況が継続すると考えられます。

当社グループの主力事業である商用車関連事業に関して、輸送業界では労働需給の逼迫による外注費・人件費の上昇、燃料価格の動向などの課題を抱えつつも、景気回復を背景に輸送量は総じて堅調に推移しております。

このような市場環境の中、当社グループは、前連結会計年度における車両販売台数増加の反動減等により、通期では前年同期比で減収減益となる見込みですが、車両販売・賃貸事業は下半期において回復基調にあり、また、車両整備・陸送事業及び運輸事業は業容拡大基調にあります。当中間連結会計期間の売上高は4,720,238千円、営業損失は120,625千円、経常損失は198,156千円、親会社株主に帰属する中間純損失は249,865千円となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

（車両販売・賃貸事業）

売上高は3,669,598千円、セグメント損失は149,212千円となりました。2017年秋のモデルチェンジ・マイナーチェンジ後に転貸戻り車両（旧モデル）の需要が増加したことに伴って前連結会計年度の売上が増加しましたが、当中間連結会計期間はその反動減等の影響が出ております。

（車両整備・陸送事業）

売上高は5,420千円、セグメント利益は7,032千円となりました。受注の増加により車両取扱台数が増加しております。

（運輸事業）

売上高は1,045,219千円、セグメント損失は16千円となりました。車両取扱台数増加、ドライバーの増加等により受注可能台数が増加しております。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は219,061千円で、前連結会計年度末に比べ270,079千円減少しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は209,447千円となりました。主な増加要因はたな卸資産の減少額1,523,556千円、減価償却費324,758千円、主な減少要因は賃貸用資産の増加額1,093,080千円、リース債務及び割賦未払金の減少額640,308千円等です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は498,666千円となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出647,138千円、主な増加要因は定期預金の純増加額131,210千円等です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は19,139千円となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入361,100千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出250,083千円等です。

2【生産、受注及び販売の状況】

当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 商品仕入実績

当中間連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2018年 6月 1日 至 2018年 11月 30日)	前年同期比 (%)
車両販売・賃貸事業 (千円)	2,182,071	—
合計 (千円)	2,182,071	—

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注3) 車両整備・陸送事業及び運輸事業については、該当事項はありません。

(2) 賃貸用資産購入実績

当中間連結会計期間の賃貸用資産購入実績(取得価額)をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2018年 6月 1日 至 2018年 11月 30日)	前年同期比 (%)
車両販売・賃貸事業 (千円)	1,093,080	—
合計 (千円)	1,093,080	—

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注3) 車両整備・陸送事業及び運輸事業については、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2018年 6月 1日 至 2018年 11月 30日)	前年同期比 (%)
車両販売・賃貸事業 (千円)	3,669,598	—
車両整備・陸送事業 (千円)	5,420	—
運輸事業 (千円)	1,045,219	—
合計 (千円)	4,720,238	—

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2018年 6月 1日 至 2018年 11月 30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
日本郵便輸送㈱	786,042	16.7
㈱丸山自動車	708,026	15.0

(注3) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注4) ㈱丸山自動車に対する売上高には、同社の関連会社である(有)ウイング・エムに対する売上高を含めております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

前連結会計年度の発行者情報を公表した 2019 年 1 月 18 日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

前連結会計年度の発行者情報を公表した 2019 年 1 月 18 日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありません。なお、2019 年 1 月 18 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」のうち「(3) 資金調達及び有利子依存度」に関して、当中間連結会計期間の業績を勘案して以下(1)に記載いたしますが、これを除き重要な変更はありません。また、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下(2)に記載いたします。なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

(1) 資金調達及び当中間連結会計期間の業績について

当社グループが事業運営・事業拡大を進める中で、商品仕入・設備投資には多額の資金が必要であり、当社グループは、これら営業・投資資金の大部分を有利子負債（金融機関からの借入金、リース債務及び割賦未払金等）に依存してきました。その中で、当社の借入金に係る一部の契約において、各事業年度末の単体純資産及び各年度の単体・連結営業損益に関する財務制限条項が付されております。これに抵触し、借入先金融機関の請求があった場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。これにより、当社が借入金等について期限の利益を喪失し、一括返済の義務を負った場合、また、その他金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大に必要な資金調達が困難になる場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、前連結会計年度は 2017 年秋のモデルチェンジ・マイナーチェンジ後に転貸戻り車両（旧モデル）の需要が増加したことに伴って売上が増加しましたが、当中間連結会計期間はその反動減等により売上が減少し、単体で中間純損失を計上いたしました。そのため、前連結会計期間末と比較し、当中間連結会計期間末において、単体純資産が著しく減少しております。当連結会計年度下半期においても、業績が回復しない場合、連結会計年度末において財務制限条項に抵触する恐れがあります。しかし、モデルチェンジ等から 1 年を経過した当連結会計年度下半期に入って新車・中古車ともに流通市場が活発化し、売上は回復基調となる見込みです。通期単体では当期純損失を計上し、単体純資産が減少する見込みですが、増資等の資本増強策を実施するなどにより、純資産の維持に係る財務制限条項には抵触しない見込みです。また、営業利益の維持に係る財務制限条項にも抵触しない見込みです。

(2) J-Adviser との契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に 2019 年 2 月 21 日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2017 年 7 月 6 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえな

かったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

(株式会社トラックランドとの合併について)

当社は、2018年6月1日付で子会社の株式会社トラックランドを吸収合併いたしました。詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表等(1) 中間連結財務諸表【注記事項】(企業結合等関係)」に記載の通りです。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は2,257,969千円で、前連結会計年度末に比べ1,665,544千円減少しております。商品の減少1,042,442千円、現金及び預金の減少404,290千円、受取手形及び売掛金の減少202,628千円が主な変動要因です。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は4,200,723千円で、前連結会計年度末に比べ1,205,325千円増加しております。貸貸用資産の増加477,071千円、機械装置及び運搬具の増加430,366千円、建設仮勘定の増加316,696千円が主な変動要因です。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は3,559,714千円で、前連結会計年度末に比べ43,924千円増加しております。買掛金の増加207,368千円が主な変動要因です。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は2,883,401千円で、前連結会計年度末に比べ253,555千円減少しております。長期割賦未払金の減少217,109千円、リース債務の減少161,177千円、長期借入金の増加129,623千円が主な変動要因です。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は15,577千円で、前連結会計年度末に比べ250,588千円減少しております。親会社株主に帰属する中間純損失249,865千円の計上による利益剰余金の減少が主な変動要因です。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

車両販売・賃貸事業における前連結会計年度の販売台数増加の反動減等により、当中間連結会計期間における売上高は4,720,238千円となりました。

(売上総利益)

車両販売・賃貸事業における前連結会計年度の販売台数増加の反動減、また、車両整備・陸送事業及び運輸事業における人員拡充に伴う人件費増加等により、当中間連結会計期間における売上総利益は285,325千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は405,951千円となりました。営業拠点の拡充に伴う賃借料の増加等により、売上高販管費率が増加しております。

(営業利益)

売上総利益率の減少、売上高販管費率の増加等により、当中間連結会計期間における営業損失は120,625

千円となりました。

(経常利益)

営業損失の計上等により、当中間連結会計期間における経常損失は198,156千円となりました。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純損失は194,744千円、親会社株主に帰属する中間純損失は249,865千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2018年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2019年2月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	200,000	89,900	110,100	110,100	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	200,000	89,900	110,100	110,100	—	—

(注1) 2018年8月31日開催の定時株主総会決議に基づき、普通株式1株につき100株の株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は198,000株増加し200,000株に、発行済株式数は108,999株増加し110,100株となっております。

(注2) 2018年8月31日開催の定時株主総会決議に基づき、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権(2018年11月15日臨時株主総会決議)

	当中間会計期間末現在 (2018年11月30日)	公表日の前月末現在 (2019年1月31日)
新株予約権の数(個)	91(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,100(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年11月17日 至 2028年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。 ④新株予約権は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が、年間	

	<p>1,200万円を超えないように、これを行使しなければならない。</p> <p>⑤新株予約権は、権利行使に係る当社株式1株当たりの権利行使価額が本契約の締結時点における当社株式1株当たりの価額に相当する金額以上になるように、これを行使しなければならない。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」の②及び③に準じて決定する。</p> <p>⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>⑧譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由 新株予約権の取得事由（①当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、当社が別に定める日をもって、無償で新株予約権を取得するこ</p>	同左

	とができる。②当社は、新株予約権者が上記の「新株予約権の行使の条件」の②及び③に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる) に準じて決定する。	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式は100株であります。

(注2) 割当日以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む)又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式交換を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとします。

(注3) 割当日以降、当社が当社普通株式の分割(株式無償割当を含む)又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式交換を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとします。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年8月31日 (注1)	108,999	110,100	—	21,110	—	11,110

(注1) 株式分割

2018年8月31日開催の定時株主総会決議に基づき、普通株式1株を100株に分割しております。

(6) 【大株主の状況】

2018年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
西口 高生	京都府京田辺市	104,600	95.01
平野 洋志	愛知県岡崎市	500	0.45
片岡 裕子	横浜市磯子区	500	0.45
鏑木 慎治	東京都世田谷区	500	0.45
平石 巧将	北海道石狩市	500	0.45
田村 雅	高知県高知市	500	0.45
西口 和生	京都府京田辺市	500	0.45
猪本 浩二郎	横浜市青葉区	500	0.45
吉池 淳	京都府宇治市	300	0.27
飯島 寛	大阪府吹田市	300	0.27
山口 政浩	大阪市平野区	300	0.27
松浦 芳邦	栃木県那須塩原市	300	0.27
川井 博人	東京都港区	300	0.27
草深 多計志	東京都西東京市	300	0.27
計	—	109,900	99.82

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,100	1,101	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	110,100	—	—
総株主の議決権	—	1,101	—

(注1) 2018年8月31日開催の定時株主総会決議に基づき、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

第1回新株予約権（2018年11月15日臨時株主総会決議）

決議年月日	2018年11月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3、当社従業員27
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2018年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は、2019年2月21日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年1月18日以降、当発行者情報提出日までにおいて、重要な役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2018年6月1日から2018年11月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当中間連結会計期間 (2018年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 661,832	257,541
受取手形及び売掛金	863,578	660,949
商品	※2、4、5 2,270,123	※2、4、5 1,227,681
原材料及び貯蔵品	6,386	3,996
その他	125,323	※8 108,623
貸倒引当金	△3,730	△823
流動資産合計	3,923,513	2,257,969
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3、4 96,771	※3、4 122,053
機械装置及び運搬具（純額）	※2、4、5 923,843	※2、4、5 1,354,210
土地	※3 434,263	※3 434,263
賃貸用資産（純額）	※2、4、5 1,214,004	※2、4、5 1,691,076
建設仮勘定	77,399	※3 394,096
その他（純額）	※4 24,140	※4 18,596
有形固定資産合計	※1 2,770,423	※1 4,014,296
無形固定資産		
その他	6,341	6,610
無形固定資産合計	6,341	6,610
投資その他の資産		
投資有価証券	27,712	27,512
繰延税金資産	97,178	42,602
その他	※4 93,743	112,568
貸倒引当金	—	△2,866
投資その他の資産合計	218,634	179,816
固定資産合計	2,995,398	4,200,723
資産合計	6,918,912	6,458,693

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年5月31日)		当中間連結会計期間 (2018年11月30日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金	※4	1,377,510	※4	1,584,878
短期借入金	※3	330,510		378,933
1年内償還予定の社債		20,000		20,000
1年内返済予定の長期借入金	※3、7	228,825	※3、6、7	210,219
リース債務		583,493		586,384
割賦未払金	※4	417,102	※4	369,929
賞与引当金		—		10,870
その他		558,348	※8	398,499
流動負債合計		3,515,790		3,559,714
固定負債				
社債		80,000		70,000
長期借入金	※3、7	745,559	※3、6、7	875,182
リース債務		1,303,170		1,141,993
長期割賦未払金	※4	954,498	※4	737,389
繰延税金負債		2,993		2,993
役員退職慰労引当金		33,532		38,692
退職給付に係る負債		1,879		2,352
その他		15,323		14,798
固定負債合計		3,136,956		2,883,401
負債合計		6,652,746		6,443,115
純資産の部				
株主資本				
資本金		21,110		21,110
資本剰余金		11,110		11,110
利益剰余金		234,453		△15,412
株主資本合計		266,673		16,807
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		△508		△1,230
その他の包括利益累計額合計		△508		△1,230
純資産合計		266,165		15,577
負債純資産合計		6,918,912		6,458,693

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間	
	(自 2018年6月1日	
	至 2018年11月30日)	
売上高		4,720,238
売上原価		4,434,912
売上総利益		285,325
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与		80,709
役員報酬		73,647
賞与引当金繰入額		720
退職給付費用		473
役員退職慰労引当金繰入額		5,160
貸倒引当金繰入額		△41
減価償却費		22,402
賃借料		62,312
その他		160,567
販売費及び一般管理費合計		405,951
営業損失(△)		△120,625
営業外収益		
受取利息		6,504
受取保険金		14,007
その他		7,089
営業外収益合計		27,601
営業外費用		
支払利息		67,190
その他		37,942
営業外費用合計		105,132
経常損失(△)		△198,156
特別利益		
受取保険金	※1	20,200
特別利益合計		20,200
特別損失		
固定資産除却損	※2	1,557
災害による損失	※1	15,230
特別損失合計		16,787
税金等調整前中間純損失(△)		△194,744
法人税、住民税及び事業税		808
法人税等調整額		54,313
法人税等合計		55,121
中間純損失(△)		△249,865
親会社株主に帰属する中間純損失(△)		△249,865

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間	
(自 2018年6月1日	
至 2018年11月30日)	
中間純損失(△)	△249,865
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△722
その他の包括利益合計	△722
中間包括利益	△250,588
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△250,588
非支配株主に係る中間包括利益	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2018年6月1日 至 2018年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	21,110	11,110	234,453	266,673	△508	△508	266,165
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△249,865	△249,865			△249,865
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					△722	△722	△722
当中間期変動額合計	—	—	△249,865	△249,865	△722	△722	△250,588
当中間期末残高	21,110	11,110	△15,412	16,807	△1,230	△1,230	15,577

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間	
(自 2018年 6月 1日	
至 2018年 11月 30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△194,744
減価償却費	324,758
受取保険金	△20,200
固定資産除却損	1,557
災害による損失	15,230
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△41
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10,870
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	473
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	5,160
受取利息及び受取配当金	△6,811
支払利息	67,190
売上債権の増減額 (△は増加)	202,628
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,523,556
貸貸用資産の増減額 (△は増加)	△1,093,080
仕入債務の増減額 (△は減少)	207,368
リース債務及び割賦未払金の増減額 (△は減少)	△640,308
その他	△54,877
小計	348,727
利息及び配当金の受取額	6,811
保険金の受取額	20,200
利息の支払額	△67,344
法人税等の支払額	△98,947
営業活動によるキャッシュ・フロー	209,447
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の純増減額 (△は減少)	131,210
有形固定資産の売却による収入	23,923
有形固定資産の取得による支出	△647,138
その他	△6,662
投資活動によるキャッシュ・フロー	△498,666
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	48,423
長期借入れによる収入	361,100
長期借入金の返済による支出	△250,083
社債の償還による支出	△10,000
リース債務の返済による支出	△91,292
割賦未払金の返済による支出	△39,007
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,139
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△270,079
現金及び現金同等物の期首残高	489,141
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 219,061

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

(株)陸送ネット

(株)タカロジ

当社は連結子会社であった(株)トラックランドを吸収合併したため、当中間連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日(11月30日)と異なる会社は次の通りです。

会社名	中間決算日
(株)陸送ネット、(株)タカロジ	9月30日 ※1

※1. 中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物、車両運搬具、賃貸用資産：定額法を採用しております。

機械装置、工具、器具及び備品：定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 7～47年

機械装置及び運搬具 3～17年

賃貸用資産 3～5年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

割賦販売の会計処理

商品の引渡時に販売価額の総額を売上高に計上しております。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当中間連結会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」26,638千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」97,178千円に含めて表示しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当中間連結会計期間 (2018年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	410,106千円	561,527千円

※2 資産の保有目的の変更

保有目的の変更により、商用車（機械装置及び運搬具（純額）、賃貸用資産（純額））を商品へ振り替えております。

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当中間連結会計期間 (2018年11月30日)
機械装置及び運搬具（純額）	340,610千円	147,082千円
賃貸用資産（純額）	873,600	331,572

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当中間連結会計期間 (2018年11月30日)
現金及び預金	100,008千円	－千円
建物及び構築物（純額）	20,634	20,372
土地	368,408	368,408
建設仮勘定	－	383,410
合計	489,051	772,191

担保付債務は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当中間連結会計期間 (2018年11月30日)
短期借入金	44,500千円	－千円
1年内返済予定の長期借入金	96,517	59,383
長期借入金	498,834	612,495
合計	639,851	671,878

※4 所有権留保等資産及び所有権留保付債務

所有権留保等資産は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当中間連結会計期間 (2018年11月30日)
商品	1,524,208千円	788,299千円
建物及び構築物（純額）	21,677	18,089
機械装置及び運搬具（純額）	229,564	187,863
賃貸用資産（純額）	538,555	446,429
有形固定資産 その他（純額）	4,777	5,679
合計	2,318,783	1,446,360

上記の他、前連結会計年度においては、その他の投資その他の資産（保険積立金）10,186千円について、役員
の金融機関からの借入金4,179千円に対し質権設定がされていますが、2018年10月1日に質権は消滅して
おります。

所有権留保付債務は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当中間連結会計期間 (2018年11月30日)
買掛金	1,243,765千円	1,407,555千円
割賦未払金	417,102	369,929
長期割賦未払金	954,498	737,389
合計	2,615,366	2,514,873

※5 たな卸資産及び固定資産に含まれるリース資産
たな卸資産及び固定資産に含まれるリース資産は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当中間連結会計期間 (2018年11月30日)
商品	459,627千円	174,144千円
機械装置及び運搬具（純額）	601,527	735,558
賃貸用資産（純額）	560,416	710,115
合計	1,621,571	1,619,818

※6 コミット期間付タームローン契約について

当社は、設備資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関7社とシンジケート方式による期間付タームローン契約を締結しております。中間連結会計期間末における借入未実行残高等は次の通りです。なお、コミット期間は、2019年6月28日までです。

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当中間連結会計期間 (2018年11月30日)
貸出コミットメントの総額	—千円	700,000千円
借入実行残高	—	261,100
差引額	—	438,900

※7 財務制限条項について

(前連結会計年度)

2017年9月28日締結のタームローン契約（契約総額280,000千円、2018年5月31日現在借入金残高280,000千円）において財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りです。

タームローン

契約総額	280,000千円
借入実行総額	280,000
借入未実行残高	—

なお、下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

① 純資産の維持

各事業年度の末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年5月決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%、又は直近事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%のいずれか大きい方の金額以上に維持すること。

② 営業利益の維持

各連結会計年度の末日における提出会社の連結損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないこと。

(当中間連結会計期間)

以下(1)(2)の契約において財務制限条項が付されております。

(1) 2017年9月28日締結のタームローン契約(契約総額280,000千円、当中間連結会計期間末残高274,999千円)

① 純資産の維持

各事業年度の末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年5月決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%、又は直近事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%のいずれか大きい方の金額以上に維持すること。

② 営業利益の維持

各連結会計年度の末日における提出会社の連結損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないこと。

(2) 2018年9月28日締結のタームローン契約(契約総額700,000千円、当中間連結会計期間末残高261,100千円)

① 純資産の維持

2019年5月期の事業年度末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を0円以上とすること。2020年5月期以降の各事業年度末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2019年5月期又は直前の事業年度末日における提出会社の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額のいずれか高い方の金額の75%以上に維持すること。

② 営業利益の維持

各連結会計年度の末日における提出会社の単体の損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失としないこと。

※8 消費税等の取扱いについて

仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺の上、流動資産の「その他」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 受取保険金及び災害による損失の内容は次の通りです。

2018年7月に発生した台風21号により被害を受けた車両の除却損として15,230千円を特別損失に計上しております。なお、この被害に係る受取保険金として、20,200千円を特別利益に計上しております。

※2 固定資産除却損の内容は次の通りです。

	当中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)
建物及び構築物	1,532千円
有形固定資産 その他	25
計	1,557

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間（自 2018年6月1日 至 2018年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,101	108,999	—	110,100
合計	1,101	108,999	—	110,100

(注) (変更事由の概要) 普通株式1株につき100株の株式分割による増加

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連 結会計期 間末残高 (千円)
			当連結会 計年度 期首	当中間連 結会計期 間増加	当中間連 結会計期 間減少	当中間連 結会計期 間末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	—	9,100	—	9,100	—
	合計	—	—	9,100	—	9,100	—

(注1) (変更事由の概要) 2018年11月15日付の新株予約権発行による増加

(注2) 第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記の通りです。

	当中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)
現金及び預金勘定	257,541千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△38,480
現金及び現金同等物	219,061

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

棚卸資産、有形固定資産

主として、商品、機械装置及び運搬具及び賃貸用資産であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は安全性が高い金融資産に限定して行い、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び社債発行により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。また、リース債務及び割賦未払金は、主として事業用資産の取得を目的としたものであります。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、当社の借入金の一部に財務制限条項が付されており、すべての債務の履行を完了するまで、当社が財務制限条項に抵触した場合に貸付人の協議が整わない場合には期限の利益を喪失します。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注3)をご参照ください。

前連結会計年度(2018年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	661,832	661,832	—
(2) 受取手形及び売掛金	863,578	861,648	△1,929
(3) 投資有価証券	19,328	19,328	—
資産計	1,544,739	1,542,809	△1,929
(1) 買掛金	1,377,510	1,377,510	—
(2) 短期借入金	330,510	330,510	—
(3) 社債(1年内償還予定を含む)	100,000	99,924	△75
(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	974,384	966,844	△7,539
(5) リース債務(1年内返済予定を含む)	1,886,664	1,778,550	△108,113
(6) 割賦未払金(1年内返済予定を含む)	1,371,601	1,307,336	△64,264
負債計	6,040,669	5,860,677	△179,992

当中間連結会計期間(2018年11月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	257,541	257,541	—
(2) 受取手形及び売掛金	660,949	659,303	△1,645
(3) 投資有価証券	19,128	19,128	—
資産計	937,619	935,973	△1,645
(1) 買掛金	1,584,878	1,584,878	—
(2) 短期借入金	378,933	378,933	—
(3) 社債(1年内償還予定を含む)	90,000	89,935	△64
(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,085,401	1,077,162	△8,238
(5) リース債務(1年内返済予定を含む)	1,728,378	1,667,040	△61,337
(6) 割賦未払金(1年内返済予定を含む)	1,107,318	1,025,444	△81,874
負債計	5,974,909	5,823,394	△151,515

(注1) 受取手形及び売掛金の連結対照表計上額には、長期受取手形を含めております(前連結会計年度242,225千円、当中間連結会計期間326,455千円)。

(注2) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、(2) 受取手形及び売掛金のうち長期受取手形については、元利金の合計額を新規に同様の手形取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金、(5) リース債務、(6) 割賦未払金

元利金の合計額を新規に同様の借入、リース取引又は割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当中間連結会計期間 (2018年11月30日)
投資有価証券	8,384千円	8,384千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当中間連結会計期間（自 2018 年 6 月 1 日 至 2018 年 11 月 30 日）に付与したストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 27
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1)	普通株式 9,100株
付与日	2018年11月15日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 2020年11月17日 至 2028年9月30日
権利行使価格（円）	2,500
付与日における公正な評価単価（円）	—

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2018年4月18日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であった株式会社トラックランドを吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

企業の名称 株式会社トラックランド

事業の内容 車両販売・賃貸事業

(2) 企業結合日

2018年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社トラックランドは解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

同社は車両販売・賃貸事業を行っていましたが、一気通貫でサービス提供できる体制を強化するため同社を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、以下の3事業を報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
車両販売・賃貸事業	中古トラックの買取・販売事業、トラックリース・レンタル事業
車両整備・陸送事業	中古トラックの整備、陸送事業
運輸事業	貨物自動車運送事業

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益の数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自 2018年6月1日 至 2018年11月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	中間連結財務諸表計上額 (注2)
	車両販売・ 賃貸事業	車両整備・ 陸送事業	運輸事業	計		
売上高						
①外部顧客への売上高	3,669,598	5,420	1,045,219	4,720,238	—	4,720,238
②セグメント間の内部売上高又は振替高	—	143,533	50,870	194,403	△194,403	—
計	3,669,598	148,953	1,096,089	4,914,641	△194,403	4,720,238
セグメント利益又は損失(△)	△149,212	7,032	△16	△142,196	21,570	△120,625
セグメント資産	4,995,475	90,268	1,796,220	6,881,964	△423,271	6,458,693
セグメント負債	5,008,856	178,944	1,546,897	6,734,698	△291,582	6,443,115
その他の項目						
減価償却費	183,419	1,303	140,035	324,758	—	324,758

(注1) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注2) セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2018年6月1日 至 2018年11月30日）

1. 商品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日本郵便輸送(株)	786,042	運輸事業
(株)丸山自動車	708,026	車両販売・賃貸事業

(注) (株)丸山自動車に対する売上高には、同社の関連会社である(有)ウイング・エムに対する売上高を含めております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は次の通りです。

	前連結会計年度 (2018 年 5 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2018 年 11 月 30 日)
1 株当たり純資産額	2,417.49 円	141.48 円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	266,165	15,577
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	266,165	15,577
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	110,100	110,100

	当中間連結会計期間 (自 2018 年 6 月 1 日 至 2018 年 11 月 30 日)
1 株当たり中間純損失 (△)	△2,269.45 円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△249,865
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△249,865
普通株式の期中平均株式数 (株)	110,100

(注1) 2018年8月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純損失を算定しております。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 社債の発行について

当社は、2018年12月10日開催の取締役会決議に基づき、第2回無担保社債(銀行保証付及び適格機関投資家限定)を発行いたしました。その内容は以下の通りです。

- (1) 発行総額：100,000 千円
- (2) 払込期日(発行日)：2018年12月25日
- (3) 払込金額：社債の金額100円につき100円
- (4) 利率：年0.41%
- (5) 償還方法：定時償還
- (6) 定時償還期日：2019年6月25日以降の毎年6月25日及び12月25日
- (7) 最終償還期日：2023年12月25日
- (8) 保証人：株式会社東邦銀行
- (9) 資金使途：運転資金

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年2月28日

株式会社タカネットサービス
取締役会 御中

監査法人やまぶき

指定社員 公認会計士 西岡 朋晃 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 福水 佳恵 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカネットサービスの2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2018年6月1日から2018年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカネットサービス及び連結子会社の2018年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2018年6月1日から2018年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年12月10日開催の取締役会決議に基づき、2018年12月25日に無担保社債（銀行保証付及び適格機関投資家限定）を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。